



大津市公報

平成 26 年 7 月 28 日
号外 (第 55 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

企業局管理規程

- 14 大津市企業局事務分掌規程の一部改正..... 1
- 15 大津市企業局事務決裁規程の一部改正..... 2

企業局管理規程

大津市企業局管理規程第14号

大津市企業局事務分掌規程 (昭和40年公営企業部管理規程第 2 号) の一部を次のように改正する。

平成26年 7 月28日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

「 浄水課
施設整備課 設備係 建設係
水質管理課
下水道部 」
第 2 条第 1 項中 を「下水道部」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 水道部に浄水管理センターを置き、浄水管理センターに次のとおり課及び係を置く。

浄水課
施設整備課 設備係 建設係
水質管理課
第 3 条第 2 項中「収納対策監」の次に「、浄水管理センター所長」を加える。
第 4 条の表収納対策監の項の次に次のように加える。

| | |
|------------|--|
| 浄水管理センター所長 | 上司の命を受け、浄水管理に係る事務を総括するとともに担当職員を指揮監督する。 |
|------------|--|

第 7 条中第21号を第22号とし、第20号の次に次の 1 号を加える。

(21) 公印の保管に関する事。

第 9 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

公印の保管に関する事。

第10条中第13号を第14号とし、第12号の次に次の 1 号を加える。

公印の保管に関する事。

第13条から第15条までを削り、第16条を第13条とし、第17条から第22条までを 3 条ずつ繰り上げる。

第19条の次に次の 1 条を加える。

(浄水管理センターの課及び係の分掌事務)

第20条 第 2 条第 2 項に規定する浄水管理センターの課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。

- 浄水課
- 浄水施設の運転の維持及び管理の総括に関する事。
 - 全浄水場の浄水技術の継承に関する事。
 - 柳が崎浄水場の取水、浄水及び送水作業に関する事。
 - 柳が崎浄水場の取水、浄水及び送水施設 (構内及び浄水場に直結した配水池に限る。) の維持管理に関する事。
 - 柳が崎浄水場の取水、浄水及び送水施設 (構内に限る。) の電気設備の保守点検並びに整備に関する事。
 - 柳が崎浄水場の構内の取締りに関する事。
 - 課の一般庶務に関する事。

施設整備課

設備係

加圧配水設備の電気、機械設備等に係る拡張工事及び改良工事の設計及び施工管理に関すること。
配水施設（第 1 配水池及び配水管を除く。次号において同じ。）の電気設備等の維持管理に関するこ
と。

配水施設の占用許可申請及び用地管理に関すること。

浄水統計に関すること。

浄水管理センターの維持管理に関すること。

課の一般庶務に関すること。

建設係

浄水施設の電気、機械設備等に係る拡張工事及び改良工事の設計及び施工管理に関すること。

浄水施設の土木、建築等に係る拡張工事及び改良工事の設計及び施工管理に関すること。

水質管理課

水源、原水、浄水処理過程、浄水及び給水栓水等の水質調査並びに試験に関すること。

水質に係る情報の収集及び統計に関すること。

浄水処理技術に係る実験及び研究に関すること。

浄水処理の水質に関する指導、助言及び支援に関すること。

その他水質試験に関すること。

課の一般庶務に関すること。

第23条を第21条とし、第24条を第22条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年 7 月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる組織における職（大津市企業局事務分掌規程第 3 条に規定する職をいい、当該職の事務取扱を含む。以下この項において同じ。）（次項に規定する職を除く。）を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、同表の右欄に掲げる組織における同一の職を命ぜられたものとみなす。

| | |
|--------------|----------------------|
| 水道部浄水課 | 水道部浄水管理センター浄水課 |
| 水道部浄水課真野浄水場 | 水道部浄水管理センター浄水課真野浄水場 |
| 水道部浄水課膳所浄水場 | 水道部浄水管理センター浄水課膳所浄水場 |
| 水道部浄水課新瀬田浄水場 | 水道部浄水管理センター浄水課新瀬田浄水場 |
| 水道部施設整備課 | 水道部浄水管理センター施設整備課 |
| 水道部水質管理課 | 水道部浄水管理センター水質管理課 |

- 3 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる係の係長事務取扱を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、それぞれ同表の右欄に掲げる係の係長事務取扱を命ぜられたものとみなす。

| | |
|-------------|---------------------|
| 水道部施設整備課設備係 | 水道部浄水管理センター施設整備課設備係 |
| 水道部施設整備課建設係 | 水道部浄水管理センター施設整備課建設係 |

大津市企業局管理規程第15号

大津市企業局事務決裁規程（昭和60年企業局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 7 月28日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第5条の2に次の1項を加える。

- 7 浄水管理センター所長は、局長又は次長の命を受け、浄水管理に係る事務を総括するとともに担当職員を指揮監督する。この場合において、浄水管理センター所長は、局長が定めるものについては次長と同等の職務権限を行使するものとする。

附 則

この規程は、平成26年7月29日から施行する。